



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年12月1日金曜日 第2931号

◇ 目 次 ◇ 告 示

保安林の皆伐面積の限度の公表..... (森林整備課) ... 865
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局四国中央保健所) ... 867
 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... (") ... 869
 道路の区域変更(県道無崎土居線)..... (東予地方局四国中央土木事務所) ... 870
 道路の供用開始(")..... (") ... 870
 土地改良区役員の就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 870
 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 871
 道路の区域変更(県道節安下鍵山線)..... (南予地方局管理課) ... 871
 道路の供用開始(")..... (") ... 871

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令..... (県民生活課) ... 871

公 告

争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 874

告 示

○愛媛県告示第1231号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

平成29年12月1日

愛媛県知事 中村時広

単 位 区 域	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)	区 域 内 市 町
銅 山 川	水 源 か ん 養 保 安 林	513.86	四国中央市(金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。)、四国中央市新宮町、新居浜市(別子山に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	21.29	
金 生 川 ~ 加 茂 川	水 源 か ん 養 保 安 林	345.95	新居浜市(別子山を除く。)、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。)、西条市小松町(石鎚(字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。))に限る。)、四国中央市(金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。)、四国中央市土居町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	788.93	
中 山 川	水 源 か ん 養 保 安 林	208.97	西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。)、西条市小松町(石鎚(字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。))を除く。)、西条市丹原町(関屋及び田滝の各一部を除く。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	273.37	
今 治 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	59.44	今治市(吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。)、松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	375.16	
重 信 川	水 源 か ん 養 保 安 林	264.95	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林		

	土砂流出防備保安林	619.42	長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。)、伊予市(中山町、双海町を除く。)、西条市丹原町(関屋及び田滝の各一部に限る。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。)、伊予郡砥部町(満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。)
小田川	水源かん養保安林	21.64	喜多郡内子町(本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川(一部を除く。))に限る。)、伊予郡砥部町(満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。)、伊予市中山町、双海町
	土砂流出防備保安林	74.78	
肱川	水源かん養保安林	810.28	大洲市、喜多郡内子町(本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川を除く。)、西予市宇和町(郷内、西山田及び山田の各一部を除く。)、野村町(大野ヶ原の一部を除く。)、城川町
	土砂流出防備保安林	100.21	
八幡浜地区	水源かん養保安林	14.52	八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町(郷内、西山田及び山田の各一部に限る。)
	土砂流出防備保安林	57.94	
宇和島地区	水源かん養保安林	555.38	宇和島市(三間町及び野川の一部を除く。)、南宇和郡愛南町
	土砂流出防備保安林	118.36	
吉海宮窪地区	土砂流出防備保安林	18.08	今治市吉海町、宮窪町
伯方地区	土砂流出防備保安林	19.84	今治市伯方町
弓削地区	土砂流出防備保安林	3.10	越智郡上島町(生名、岩城、魚島を除く。)
上浦大三島地区	土砂流出防備保安林	39.20	今治市上浦町、大三島町
中島地区	土砂流出防備保安林	2.43	松山市(中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。)
四万十川	水源かん養保安林	538.60	宇和島市(三間町及び野川の一部に限る。)、北宇和郡鬼北町、松野町
	土砂流出防備保安林	42.76	
仁淀川上流	水源かん養保安林	866.75	上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町(中川の一部に限る。)、西予市野村町(大野ヶ原の一部に限る。)
	土砂流出防備保安林	48.59	
東予	干害防備保安林	19.10	四国中央市(上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島紙屋町、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目、三島金子三丁目、中曽根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山に限る。)、新居浜市、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。)
中予	干害防備保安林	4.14	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)
南予	干害防備保安林	19.27	八幡浜市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町(正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松に限る。)
東予	保健保安林	17.93	新居浜市、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。)
今治地区	保健保安林	29.34	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)、今治市玉川町、波方町
中予	保健保安林	13.01	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。)、東温市(上村、牛淵、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。)、上浮穴郡久万高原町(東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、露峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。)、喜多郡内子町(中川の一部に限る。)

八幡浜～肱川	保 健 保 安 林	21.10	八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町
宇和島～四万十川	保 健 保 安 林	3.78	宇和島市（吉田町、三間町、津島町を除く。）、北宇和郡松野町
弓削地区	保 健 保 安 林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）

注 銅山川、金生川～加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

○愛媛県告示第1232号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成29年12月1日

愛媛県四国中央保健所長 早 田 亮

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

大王製紙株式会社
四国中央市三島紙屋町2番60号
代表取締役社長 佐光 正義

2 事業場の名称及び所在地

大王製紙株式会社川之江工場
四国中央市妻鳥町201番地

3 特定施設に関する事項

(1) パルパーNo.1

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号イ 原料浸せき施設	
特定施設の能力	1日当たり9トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後13ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 - 最大 -
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 - 最大 -
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 - 最大 -
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 - 最大 -
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 - 最大 -

汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 - 最大 -
------------------------	--------------

備考 溶解した損紙は全量抄紙施設へ流送する。

(2) パルパーNo.2

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号イ 原料浸せき施設	
特定施設の能力	1日当たり9トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後13ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 - 最大 -
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 - 最大 -
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 - 最大 -
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 - 最大 -
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 - 最大 -
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 - 最大 -	

備考 溶解した損紙は全量抄紙施設へ流送する。

(3) パルパーNo.3

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号イ 原料浸せき施設	
特定施設の能力	1日当たり9トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後13ヶ月後	

使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 - 最大 -
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 - 最大 -	

備考 溶解した損紙は全量抄紙施設へ流送する。

(4) N1マシン

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第23号チ 抄紙施設	
特定施設の能 力	1日当たり150トン処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着工後13ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0 最大 4.0~6.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 170
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 260
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 35 最大 50

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 8,500 最大 8,500

(5) サンドフィルター

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第64の2号ロ ろ過施設	
特定施設の能 力	1日当たり16,200立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着工後13ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 - 最大 -
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 - 最大 -	

4 汚水等の処理施設に関する事項

総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和46年3月31日
処 理 施 設 の 種 類	紙パルプ製造排水処理施設
処 理 施 設 の 型 式	加圧浮上+深層曝気生物処理+沈殿+砂ろ過
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製及び鋼板製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	加圧浮上槽(2基) 直径 10メートル 高さ 0.65メートル 深層曝気槽(3基) 直径 3.6メートル 高さ 50メートル 後沈槽(2基) 直径 30メートル 高さ 4.5メートル

		砂る過装置(3基) 直径4.8メートル 高さ5.9メートル	
処理施設の能力		1日当たり39,000立方メートル処理	
汚水等の処理の方式		加圧浮上+深層曝気生物処理+沈殿+砂ろ過	
処理施設の使用時間間隔		連続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.5 最大 8.0~9.0	通常 6.5~7.5 最大 5.8~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 640 最大 770	通常 46.8 最大 80
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 810 最大 1,050	通常 55 最大 75
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60	通常 11 最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10	通常 1.1 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)		通常 35,800 最大 38,030	通常 35,000 最大 37,330

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~7.5 最大 5.8~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 46.8 最大 80
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 55 最大 75
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.1 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)		通常 35,000 最大 37,330

備考 この他に、雨水排水口が10箇所ある。

○愛媛県告示第1233号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成29年12月1日

愛媛県四国中央保健所長 早田 亮

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
大王製紙株式会社
四国中央市三島紙屋町2番60号
代表取締役社長 佐光 正義
- 事業場の名称及び所在地
大王製紙株式会社川之江工場
四国中央市妻島町201番地
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第23号へ
- 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量の変更
- 特定施設に関する事項
(1) DIPディスクシクナー

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 34,100 最大 36,300	通常 26,600 最大 28,870

(2) DIPワイヤープレス

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 890 最大 1,020	通常 690 最大 750

6 汚水等の処理施設に関する事項

	変 更 前	変 更 後			
処理施設の主要寸法	加圧浮上槽(3基) 直径10メートル 高さ0.65メートル 深層曝気槽(3基) 直径3.6メートル 高さ50メートル 後沈槽(3基) 直径30メートル 高さ4.5メートル 加圧浮上槽(3基) 長さ16.5メートル 幅5.0メートル 高さ1.53メートル	加圧浮上槽(2基) 直径10メートル 高さ0.65メートル 深層曝気槽(3基) 直径3.6メートル 高さ50メートル 後沈槽(2基) 直径30メートル 高さ4.5メートル 砂ろ過装置(3基) 直径4.8メートル 高さ5.9メートル			
汚水等の処理の方式	加圧浮上+深層曝気生物処理+沈殿+加圧浮上	加圧浮上+深層曝気生物処理+沈殿+砂ろ過			
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.5 最大 8.0~9.0	通常 6.5~7.5 最大 5.8~8.0	通常 8.5 最大 8.0~9.0	通常 6.5~7.5 最大 5.8~8.0

汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 640 最大 770	通常 46.8 最大 80	通常 640 最大 770	通常 46.8 最大 80
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 810 最大 1,050	通常 55 最大 75	通常 810 最大 1,050	通常 55 最大 75
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 40 最大 60	通常 11 最大 20	通常 40 最大 60	通常 11 最大 20
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 5 最大 10	通常 1.1 最大 2	通常 5 最大 10	通常 1.1 最大 2

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 35,500 最大 38,030	通常 35,000 最大 37,330	通常 35,800 最大 38,030	通常 35,000 最大 37,330
----------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1工場排水口

変更なし

備考 この他に、雨水排水口が10箇所(今回9箇所廃止し、8箇所新設する。)ある。

○愛媛県告示第1234号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月1日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	蕪崎土居線	四国中央市土居町土居2698番1地先から 同町中村640番6地先まで	旧	メートル 9.7~13.2	キロメートル 0.105	
			新	13.2~22.7	0.175	

○愛媛県告示第1235号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月1日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	蕪崎土居線	四国中央市土居町土居2698番1地先から 同町中村640番6地先まで	平成29年12月1日

○愛媛県告示第1236号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、中島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年12月1日

愛媛県中予地方局長 福井琴樹

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	山本昭宏	松山市中島大浦3092
"	山本良幸	松山市中島大浦1807
"	河崎石明	松山市小浜568-1
"	杉野重遠	松山市長師1018-1
"	中村石尚	松山市宮野555
"	宮本伊勢和	松山市神浦748
"	中田孝志	松山市宇和間甲773

"	向井祐一	松山市熊田甲619
"	石丸陸平	松山市吉木甲778
"	柳原要	松山市饒445
"	山田元次	松山市畑里593
"	金子晶年	松山市中島粟井甲816
"	岡野光浩	松山市上怒和甲412
"	松本伊勢史	松山市元怒和甲981
"	絹笠又明	松山市津和地280
"	山根健一	松山市二神甲339
"	高野孟	松山市睦月1383
監事	河上浩史	松山市長師752
"	岡田泰人	松山市畑里1305
"	山田郁夫	松山市元怒和甲1251
"	中村信秀	松山市睦月1378

退任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	黒田 隆 介	松山市中島大浦1518
"	岸上 和 夫	松山市中島大浦1960
"	河崎 石 明	松山市小浜568 - 1
"	徳山 年 春	松山市長師1009
"	田村 明 文	松山市宮野1614
"	川崎 勇 治	松山市神浦715 - 3
"	中田 孝 志	松山市宇和間甲773
"	進村 健 二	松山市熊田甲664
"	二神 成 吾	松山市吉木569
"	梶原 米 雄	松山市饒407
"	山田 元 次	松山市畑里593
"	栗田 英 治	松山市中島粟井812
"	寺本 勝 茂	松山市上怒和甲391
"	山田 郁 夫	松山市元怒和甲1251
"	福島 岩 雄	松山市津和地285
"	二神 英 幸	松山市二神甲622
"	中村 信 秀	松山市睦月1378
監事	高岡 善 樹	松山市小浜920 - 3
"	金子 與 雄	松山市中島粟井1187
"	入濱 淳 心	松山市上怒和甲458
"	片山 正 男	松山市睦月251

○愛媛県告示第1237号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年12月1日

愛媛県中予地方局長 福井 琴 樹

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
29中局建（開）第29号 平成29年11月21日	伊予郡松前町大字西古泉字金子124番1、124番3、124番4、124番6、124番12、124番14	伊予郡松前町大字筒井376番地3 株式会社 河野宅建

○愛媛県告示第1238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月1日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川下1383番3から 同大字2409番3まで	旧	メートル 6.5～8.2	キロメートル 0.085	
			新	9.6～25.8	0.085	

○愛媛県告示第1239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月1日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川下1383番3から 同大字2409番3まで	平成29年12月1日

訓 令

○愛媛県訓令第12号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年12月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前								
別表第4(第4条関係)						別表第4(第4条関係)								
知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項						知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項								
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				
			知 事	専決者						知 事	専決者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹					部 長	局 長	課 長
県 民 生 活 課	1～5 省略						1～5 省略							
	6 特定 商取引 に関する法律 の施行 に関する事務	1 必要な措置の指示(第7条、第14条、第22条、第38条、第46条、第56条、第58条の12、 _____)					6 特定 商取引 に関する法律 の施行 に関する事務	1 必要な措置の指示(第7条、第14条、第22条、第38条、第46条、第56条、第58条の12、 <u>第68条</u> 、 <u>特定商取引に関する法律施行令(以下この部において「政令」という。)</u> 第19条第1項から第3項まで)						
		2 業務の停止命令等(第8条、第8条の2、第15条、第15条の2、第23条、第23条の2、第39条、第39条の2、第47条、第47条の2、第57条、第57条の2、第58条の13、第58条の13の2)						2 業務又は取引の停止命令(第8条第1項、第15条第1項、第2項、第23条第1項、第39条第1項から第4項まで、第47条第1項、第57条第1項、第2項、第58条の13第1項、第68条、政令第19条第1項から第3項まで)						
		3 報告の徴収及び立入検査(第66条第1項から第3項まで、第5項、 _____)						3 停止命令の公表(第8条第2項、第15条第3項、第4項、第23条第2項、第39条第5項、第6項、第47条第2項、第57条第3項、第4項、第58条の13第2項、第68条、 <u>政令第19条第1項から第3項まで</u>)						
		4 主務大臣への報告(特定商取引に関する法律施行令第19条第7項)						4 報告の徴収及び立入検査(第66条第1項から第4項まで、第6項、第68条、 <u>政令第19条第1項から第3項まで</u>)						
	7～16 省略						5 主務大臣への報告(政令 _____第19条第7項)							
							7～16 省略							

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第2 (第4条関係) 局長の権限に属する総務企画部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項						別表第2 (第4条関係) 局長の権限に属する総務企画部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項					
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者					局長	専決者	
				部長	課長					課長補佐	部長
総務県民課	1~19 省略 20 特定商取引に関する法律の施行に関する事務	1 資料提出要求(第6条の2、第12条の2、第21条の2、第34条の2、第36条の2、第43条の2、第44条の2、第52条の2、第54条の2 _____) 2 申出の受理(第60条第1項 _____) 3 報告の徴収及び立入検査(第66条第1項から第3項まで、第5項 _____)				総務県民課	1~19 省略 20 特定商取引に関する法律の施行に関する事務	1 資料提出要求(第6条の2、第12条の2、第21条の2、第34条の2、第36条の2、第43条の2、第44条の2、第52条の2、第54条の2、 <u>第68条、特定商取引に関する法律施行令(以下この部において「政令」という。)</u> 第19条第1項から第3項まで) 2 申出の受理(第60条第1項、 <u>第68条、政令第19条第4項から第6項まで</u>) 3 報告の徴収及び立入検査(第66条第1項から第4項まで、第6項、 <u>第68条、政令第19条第1項から第3項まで</u>)			
	21~44 省略						21~44 省略				
備考 省略						備考 省略					

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(地方局長の専決事項) 第14条 省略 2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、総務企画部及び支局に関する事項は、次に掲げるとおりとする。 (1)~(9) 省略 (9)の2 特定商取引に関する法律第66条第1項から第3項まで(同条第5項において準用する場合を含む。) _____ の規定に基づく報告の徴収、立入検査及び資料の提出の要求に関する		(地方局長の専決事項) 第14条 省略 2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、総務企画部及び支局に関する事項は、次に掲げるとおりとする。 (1)~(9) 省略 (9)の2 特定商取引に関する法律第66条第1項から第3項まで(同条第6項において準用する場合を含む。) <u>及び第4項</u> の規定に基づく報告の徴収、立入検査及び資料の提出の要求に関する	

ること。

(9)の3～(36) 省略

3～9 省略

ること。

(9)の3～(36) 省略

3～9 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長水野満夫から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成29年11月17日あったので公表する。

平成29年12月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 (1) 平成29年度年末一時金に関する事項
(2) 組合員の福利厚生ならびに事業所で発生した事項に関する事項
(3) その他未解決事項の早期解決に関する事項
- 2 日時 平成29年12月1日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
公益財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786 - 13
公益財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。